

多文化共生出前講座実施要領

1 目的

この要領は、地域住民等の多文化共生に対する理解を深め、多様な文化や価値観を尊重する地域づくりを推進することを目的として、公益財団法人鳥取県国際交流財団（以下「財団」という。）が実施する多文化共生出前講座（以下「講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者及び対象人数

- (1) 講座の対象者は、鳥取県内の学校、自治会、団体とし、宗教活動や政治活動を目的とする団体、暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等は対象としない。
- (2) 講座の対象人数は概ね10名以上100名未満とする。

3 講座の内容

- (1) 講座の内容は、外国人住民の視点等を取り入れながら、申込者の希望に応じて内容を調整の上、講義形式等により実施する。
- (2) 講座のテーマは次のとおりとする。ただし、料理教室、外国語の習得を主目的とするものは実施しない。
 - ①県内の外国人住民の現状
 - ②外国人住民とのコミュニケーション
 - ③外国人の人権
 - ④異文化理解・国際理解
 - ⑤その他1の目的を達成するため必要な内容

4 講座の実施方法等

- (1) 講座は、講師（外国出身者を基本とする。）を実施場所へ派遣して実施するものとし、同一団体等につき同一年度当たり1回を原則とする。
- (2) 講座は、原則として平日（月～金曜日）の日中に実施し、所要時間は概ね1時間程度とする。
- (3) 会場は申込者が確保するものとし、必要な設備及び備品についても原則として申込者が準備する。

5 募集期間

講座の実施希望は随時受け付けるものとする。ただし、予算の上限に達し次第終了する。

6 申込み

講座の実施を希望する者は、所定の申込書を開催希望日の概ね2か月前までに財団へ提出する。

7 実施の決定

(1) 財団は、申込内容を確認の上、講座の実施の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

(2) 次のいずれかに該当する場合は講座を実施しない。

- ①政治、宗教又は営利活動を目的とする場合
- ②公序良俗に反するおそれがある場合
- ③本事業の目的に合致しない場合
- ④申込者の希望日時等と講師の都合が合わない場合
- ⑤その他、やむを得ない事情又は講座の実施が不相当と認められる事由がある場合

8 費用負担

講師派遣に係る謝金及び交通費は財団が負担する。その他の費用は申込者が負担する。

9 申込者の協力

講座を円滑に実施するため、申込者は次の事項について協力するものとする。

- ①講師との事前打合せ（電話、電子メール、来所等）
- ②会場設営及び設備・備品の準備
- ③講座全体の進行（体験活動や質疑応答の進行補助を含む）
- ④講座終了後の片付け
- ⑤実施後のアンケートの提出

10 その他

この要領に定めのない事項は、財団と申込者が協議の上、決定する。